

[素案]

第5期 利尻富士町 障がい福祉計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



利尻富士町

目 次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の達成状況の点検及び評価	2

第2章 障がい者を取りまく状況

第1節	利尻富士町の人口・世帯数の推移	3
第2節	利尻富士町の障がい者の現状	3

第3章 計画の基本理念と基本方針

第1節	計画の基本理念	5
第2節	計画の基本方針	5

第4章 平成32年度の成果目標

第1節	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
第2節	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
第3節	地域生活支援拠点等の整備	7
第4節	福祉施設から一般就労への移行等	7
第5節	障がい児支援の提供体制の整備	8

第5章 障がい福祉サービス等の見込み

第1節	施策の体系	9
第2節	訪問系サービス	11
第3節	日中活動系サービス	12
第4節	居住系サービス	14
第5節	指定相談支援サービス	15
第6節	その他の障がい福祉サービス	16
第7節	地域生活支援事業	17

第6章 施策の推進に向けて

第1節	地域福祉の推進	19
第2節	計画の推進	21

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

利尻富士町では、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう平成27年度～平成29年度を計画期間とする「第4期利尻富士町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し各種の施策を推進してきましたが、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画の策定が義務化されたことから、本計画では障がい者施策の一体的推進を図るとともに、障がいのある方の支援体制づくりを進め本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりの推進を目指し、障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定するものです。

本計画では、法令や国及び地方公共団体の事業名、または団体名など固有の名称については「障害」と表記し、それ以外を原則として「障がい」と表記しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、道の「第2期北海道障がい者基本計画（平成25年度～平成34年度）」を踏まえ、本町の上位計画である「利尻富士町まちづくり創造総合計画（平成30年度～平成39年度）」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、本町の関連計画との整合性が図られたものとします。

第3節 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、計画期間中において法改正等の国の動向や、その他社会情勢の変化などが生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期利尻富士町 障がい者計画・障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			第5期利尻富士町障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)		
北海道障がい者基本計画 (平成25年度～平成34年度)					
北海道障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			北海道障がい福祉計画 (平成30年度～平成32年度)		

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

本計画は、各年度においてサービスの見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検・評価するため、PDCAサイクルを導入し、この結果に基づいて計画の見直しを行い、所要の対策を講じることとします。



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案
実施 (Do)	計画に基づき活動を実行
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直し

第2章 障がい者を取りまく状況

第1節 利尻富士町の人口・世帯数の推移

住民基本台帳による本町の人口は、平成30年1月1日現在で2,578人、世帯数は1,310世帯となっており、高齢化とともに人口は減少を続けております。年齢3区分のうち、0～14歳においてはほぼ横ばいとなっておりますが、H30以降は減少に転じる見込みです。

単位：人

年齢区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0～14歳	(11.2) 322	(11.4) 321	(11.4) 316	(11.8) 324	(12.2) 327	(12.4) 327
15～64歳	(53.7) 1,539	(53.4) 1,505	(52.9) 1,464	(52.6) 1,447	(51.3) 1,378	(50.6) 1,340
65歳以上	(35.1) 1,006	(35.2) 994	(35.7) 987	(35.6) 978	(36.5) 981	(37.0) 979
計	2,867	2,820	2,767	2,749	2,686	2,646

※基準日：1月1日 ※（ ） 構成比 %

第2節 利尻富士町の障がい者の現状

①障がい者手帳所持者

平成29年12月31日現在の障がい者手帳保持者数は179人で、そのうち身体障がい者手帳保持者が155人（86.6%）、療育手帳保持者が17人（10%）、精神障がい者保健福祉手帳所持者が6人（3.4%）となっております。また、それ以外に精神通院医療患者が平成28年度末現在で26人となっております。

●身体障がい者手帳保持者（平成29年12月31日）

視覚	聴覚・言語・平衡	肢体	内部・その他	合計
10人	11人	81人	53人	155人

●療育手帳保持者（平成 29 年 12 月 31 日）

A	B	合 計
6 人	11 人	17 人

●精神障がい者保健福祉手帳保持者（平成 29 年 12 月 31 日）

1 級	2 級	合 計
0 人	6 人	6 人

●精神通院医療患者（各年 3 月 31 日）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
24 人	28 人	26 人	26 人	26 人	21 人

②身体障がい者の状況

平成 29 年 12 月 31 日現在、身体障がい者数（身体障がい者手帳保持者数）は 155 人で緩やかな減少傾向となっており、住民基本台帳の総人口（2,578 人）に占める割合は 6.0%となっていますが、要因は人口減少に伴うものであり、総人口に占める割合は 6%台を推移しています。

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
178 人	174 人	164 人	155 人	157 人	155 人

③知的障がい者・精神障がい者の状況

平成 29 年における知的障がい者数は 24 人、精神障がい者数は 7 人となっており、ほぼ横ばいに推移しています。

年度 内訳	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
知的障がい者	26 人	27 人	27 人	27 人	26 人	24 人
精神障がい者	10 人	9 人	8 人	7 人	8 人	7 人

第3章 計画の基本理念と基本方針

第1節 計画の基本理念

本町は、まちづくりの基本的な指針などを示した「利尻富士町まちづくり創造総合計画」の中で、住民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感し、子どもから高齢者までお互いに支えあい、笑顔で暮らせるまちづくりと、次世代に誇れる元気で安心なまちづくりを実現するための、3本の柱「豊かな自然と元気な産業を育てるまち」「笑顔で暮らせる、住み続けたいまち」「ふるさとを支える、人の魅力があふれるまち」を掲げています。

本計画では、この3本の柱を基本理念として、その考え方・方向性に沿った福祉関係部門の計画として位置づけるとともに、この基本理念と障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して本計画を作成します。

第2節 計画の基本方針

1 障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重

共生社会を実現するため、障がいのある方が自ら選んだ場所で必要なサービスを受けながら、自立した暮らしと自己実現ができるよう支援していくことを基本として、障がい福祉サービスの充実を図ります。

2 障がい種別によらない様々な障がいに対する支援

障害者総合支援法において、発達障がいや一定の範囲における難病患者も含めた形で「障がい者」の定義がなされたことを踏まえ、保健・医療サービス及び生活環境の整備等を通じて、様々な障がいに対する支援に取り組むほか、障がい児の支援体制の充実に努めます。

3 サービス提供体制の充実

地域生活や一般就労への移行における支援の促進に加え、地域生活支援拠点整備の課題等について関係機関と連携を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの構築を推進します。

第4章 平成32年度の成果目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が、平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上減少することとしているため、本町では実情を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	備考（考え方）
入所者数（人）	9人	平成28年度末現在の施設入所者数
平成32年度末の地域生活移行者数	1人	平成28年度末入所者数（9人）の9%以上の移行を目指す
平成32年度末の施設入所者減少数	1人	平成28年度末入所者数（9人）の2%以上の減少を目指す

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、長期間入院している精神に障がいのある方の地域移行を進めるにあたり、各市町村または各圏域ごとに保健・医療・福祉関係機関による協議の場を平成32年度末までの設置を基本としていることから、本町では実情を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	備考（考え方）
保健・医療・福祉関係機関による協議の場の設置	圏域による設置	平成32年度末までに宗谷圏域での共同の設置を目指す

第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、障がいのある方の重度化や高齢化を見据え、地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会や場の提供、ショートステイなど緊急時の受け入れ体制確保等）をさらに強化する必要があるとして、平成32年度末までに各市町村または各圏域ごとに少なくとも一つを整備する方針であることから、本町では実情を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	備考（考え方）
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成32年度末までに宗谷圏域に拠点の整備を目指す

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じ、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度一般就労移行実績の1.5倍以上とすることを基本とし、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増とする方針であることから、本町では実情を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	備考（考え方）
平成32年度中の一般就労移行者数	1人	平成28年度 実績 0人
平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	1人	平成28年度末 実績 1人

第5節 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針では、障がいのある子ども及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるとの考えから、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関における協議の場を設置することを基本としており、本町では実情を踏まえ次のとおり目標値を設定します。

項目	目標値	備考（考え方）
児童発達支援センターの設置	圏域による設置	平成32年度末までに宗谷圏域に拠点の設置を目指す
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	平成32年度末までに体制を構築する
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域による設置	平成32年度末までに宗谷圏域に拠点の設置を目指す
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域による設置	平成30年度末までに宗谷圏域に協議の場の設置を目指す

第5章 障がい福祉サービス等の見込み

第1節 施策の体系

障がい福祉サービス等は、介護支援のための「介護給付」、自立訓練や就労移行支援などの「訓練等給付」等から成り立っています。

またその提供形態から「訪問系」「日中活動系」「居住系」等にサービスの内容が分類されており、障がいのある方が必要に応じてサービスを選択し、組み合わせる仕組みとなっています。

訪問系サービス	1 居宅介護
	2 重度訪問介護
	3 同行援護
	4 行動援護
	5 重度障がい者等包括支援
日中活動系サービス	1 療養介護
	2 生活介護
	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	4 宿泊型自立訓練
	5 就労移行支援
	6 就労継続支援（A型・B型）
	7 短期入所（ショートステイ）
居住系サービス	1 共同生活援助（グループホーム）
	2 施設入所支援
指定相談支援サービス	1 計画相談支援
	2 地域移行支援
	3 地域定着支援
その他の障がい福祉	1 補装具費の給付
	2 自立支援医療
	3 地域定着支援

地域生活支援事業	1 理解促進研修・啓発事業
	2 自発的活動支援事業
	3 相談支援事業
	4 成年後見制度利用支援事業
	5 意思疎通支援事業
	6 日常生活用具給付事業
	7 移動支援事業
	8 地域活動支援センター事業

第2節 訪問系サービス

障害者総合支援法に基づく訪問系サービスには、在宅で受けるサービスと、通所などで利用するサービスがあります。

【サービス内容】

1 居宅介護（ホームヘルプ）

身体、知的、精神に障がいのある方、障がい児で日常生活に支障のある方を対象にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）で、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

3 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出をする際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

4 行動援護

重度の知的障がいのある方、精神障がいのある方が行動をするときに、自傷、異食、徘徊などによる危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

5 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い方を対象に、事業者が「サービス利用計画」に基づいて居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

第3節 日中活動系サービス

日中活動系のサービスは、施設において障害のある方の昼間の活動を支援するサービスで、療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所があります。

【サービス内容】

1 療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体障がいのある人が、医療施設から療養介護における医療の提供を受けます。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【療養介護】	1	1	1	0	0	0

(単位：人)

2 生活介護

常に介護を必要とする人に障がい者支援施設などの施設で、入浴、排泄、食事の介護や創作活動、生産活動の機会提供を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【生活介護】	11	10	9	9	9	9

(単位：人)

3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	1	1	1

(単位：人)

4 宿泊型自立訓練

生活訓練の対象者のうち、一般就労や障がい福祉サービスを日中で利用している人に、地域移行に向けて一定期間居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等を維持・向上するための訓練を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【宿泊型自立訓練】	1	1	0	0	0	0

(単位：人)

5 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、就労に向けた支援や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【就労移行支援】	1	1	0	0	0	1

(単位：人)

6 就労継続支援（A型・B型）

一般就労が困難な人に、働く場の提供と知識及び技術、また能力の向上のために必要な訓練等を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
就労継続支援 A型（雇用型）	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 B型（非雇用型）	6	5	6	6	6	6

(単位：人)

7 短期入所

居宅生活を送る人が家族の都合等のため、一時的に施設に入居し、入浴、排泄、食事の介護等を受けることができます。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【短期入所】	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

第4節 居住系サービス

居住系サービスについては、居住支援サービス（共同生活援助（グループホーム））また、施設への入所（施設入所支援）で行われます。

本町では、平成29年12月現在、共同生活援助（グループホーム）利用者は8人、施設入所支援サービス利用者は7人います。

なお、共同生活援助（グループホーム）において就労継続支援（B型）を利用している方は6人います。

【サービス内容】

1 共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず、就労しているかまたは自立訓練、就労移行支援事業等を利用している知的、精神の障がいのある方を対象に、休日や夜間に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【共同生活援助】	7	8	8	8	8	8

(単位：人)

2 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体、知的、精神の障がいのある方を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【施設入所支援】	10	9	7	7	7	7

(単位：人)

第5節 指定相談支援サービス

障がいのある人や保護者等からの一般的な相談やサービス等利用計画に関する支援、障がいのある人の地域移行・地域定着などに係る相談支援を行います。

【サービス内容】

1 計画相談支援（サービス利用計画作成）

障がいのある人や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス利用計画の作成、計画のモニタリング等を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【計画相談支援】	17	17	15	15	15	15

(単位：人)

2 地域移行支援

施設に入所している障がいのある人、精神病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【地域移行支援】	0	0	0	0	0	1

(単位：人)

3 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等への相談・訪問・対応等を行います。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【地域定着支援】	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

第6節 その他の障害福祉サービス

身体障がいのある人には各種の補装具の交付・修理については、日常生活用具の給付として給付しています。

また、医療に関しては、「更生医療」「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神障害者通院医療」を自立支援医療として行っています。

ことばや発達の遅れ、集団活動が苦手などの心配がある就学前の児童を対象に母子通園センターを開設し、相談員が保護者・児童の相談指導にあたっています。

【サービス内容】

1 補装具費の給付

身体機能を補い、継続して使用される補装具（義肢、装具、車椅子等）の購入費や修理費についての給付を行います。（補装具費）

2 自立支援医療

障がいのある人の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を自立支援医療とといいます。身体に障がいのある児童の生活能力を得るための医療（育成医療）、身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神障がいのある人が入院しないで受ける医療（精神障害者通院医療）を利用します。

3 児童発達支援（母子通園センター）

障がい児に対する日常生活での基本的な動作、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

第7節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

1 理解促進研修・啓発事業

日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

2 自発的活動支援事業

日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援を行います。

3 相談支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や障がいのある児童の保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための支援を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を対象に補助を行います。

5 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能、視覚その他の障がいのため、障がいのある人と他者との意思疎通を支援する手話通訳者、要筆記者等の派遣等を行います。

6 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
在宅療養等支援用具	1	2	1	2	2	2
排泄管理支援用具	7	10	6	10	10	10

(単位：人)

7 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある児童の外出を支援します。

8 地域活動支援センター事業

障がいのある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ります。

サービス見込み量	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)
【地域定着支援】	4	3	3	3	3	3

(単位：人)

第6章 施策の推進に向けて

第1節 地域福祉の推進

●現状と課題

障害者総合支援法により障害のある人が地域の中で自立した生活を送ることが促されている中で、より多くの人々の理解と協力が必要とされています。

今後推進すべき施策として「障がい者に対する住民の理解促進」を図ることは最も重要な施策の一つであり、「ノーマライゼーション^{*1}」の理念に基づく「人としての権利の保護^{*2}」も今後実現していくべき課題となっています。

現在は家族で介護している家庭も、社会全体の高齢化が進んでいることから、今後ますますボランティアの重要性は高まっていくものと思われます。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備など、個別の状況に応じ各関係機関の連携が必要です。

●実施計画

1 ノーマライゼーションの理念の普及

ふれあいスポーツ大会や福祉体験学習などの社会参加活動等の機会を通じて、ノーマライゼーションの理念の一層の普及啓発に努めます。また、「障がい者週間（12月3日～9日）」を中心とした理解・啓発活動を推進します。

2 各情報の提供・参加の促進

町広報誌やホームページを通じて、障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーション活動、イベントや講演会など各種団体の活動情報について積極的に提供し、広く町民の参加を促します。

3 福祉コミュニティの育成

学校や様々な場で、福祉教育やふれあいイベントを開催し、福祉教育の心を醸成するとともに、人材の育成や発掘に努めます。

4 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座の開催等によるボランティアの養成との発掘を図ります。また町教育委員会と社会福祉協議会が連携し、ボランティア活動団体・グループ間のネットワーク化を図りながら活動を支援します。

5 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士がともに悩みを相談したり、様々な活動に積極的に取り組んだりすることができるよう、自助グループ等による当事者活動の育成・支援に努めます。

6 障がい福祉団体への支援

障がい福祉の増進及び地域活動の発展と育成を目指すため、福祉団体への運営補助及び運営指導を行うとともに、団体活動に対する支援を充実するために各関係機関との情報交換や意見交換を行います。

7 地域生活支援の推進

地域で生活している障害者との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障がい者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業などを行う地域生活支援拠点等の整備を推進します。

* 1) ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視する社会の中でごく普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会をつくりあげる考え方

* 2) 人としての権利：ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人も障がいのない人と同じように文化的な生活や日常生活、自己決定を行える権利。

第2節 計画の推進

●現状と課題

町民の日常生活が広域化し、近隣市町村との間で共通する行政課題については共同して対応していく必要があります。

今後も広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町村と連携を図るとともに、より大きな課題については、国・道との連携のもとに総合的な施策の推進を図ります。

●実施計画

1 庁内の連携・協力

福祉・保健・医療の分野を中心に教育や就労など、障がいのある人の自立生活に関連の深い行政分野との連携を図り、サービスの充実に努めます。

2 国・道・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進に当たっては、国・道・近隣市町村との連携を図り、総合的な施策の推進に取り組みます。

資 料 編

利尻富士町障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

分野	氏名	役職	備考
医療	安達正士	利尻富士町立鴛泊診療所所長	
保健	船橋ひづる	利尻富士町総合保健福祉センター所長	
福祉	菅原昇	利尻富士町社会福祉協議会会長	
〃	松谷祐一	特別養護老人ホーム秀峰園園長	
〃	須間豊	利尻島老人保健施設施設長	
民生児童委員	種谷正邦	利尻富士町民生児童委員協議会会長	
障がい関係団体	古川恭司	利尻富士町身体障害者福祉協会会長	身体障害者相談員

第5期 利尻富士町障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

発行：北海道利尻富士町 編集：利尻富士町福祉課

〒097-0101 利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6番地

TEL：0163-82-1113 FAX：0163-82-1373